

指導資料

鹿児島県総合教育センター

生徒指導 第55号

- 小, 中, 高, 特別支援学校対象 -
平成20年5月発行

インターネット上のいじめ問題等の未然防止と対応

近年、インターネット上のいじめ問題等については、児童生徒の携帯電話等の所持率の増加に伴い、その機能を悪用した匿名での誹謗中傷等が発生しており、解決に向けた対応が緊要な課題となっている。

こうした状況の中、学校においては、対応のみならず、家庭及び関係機関と連携しながら未然防止に向けた取組を早急に進めることが求められている。

そこで、本稿では、インターネット上のいじめ問題等（以下「ネットいじめ」とする）の未然防止と対応について具体的に述べる。

1 ネットいじめの現状と態様

(1) 全国及び本県のネットいじめの現状

警察庁の統計によると、平成18年中（1月～12月）、全国の警察に寄せられたインターネット上の名誉毀損、誹謗中傷に関する被害相談は8,037件（本県69件）で、前年比39%増（本県15%増）となっており、児童生徒間においても危惧される状況が見られる。

図1は、文部科学省が実施した平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、いじ

めの調査項目に新たに加わった、ネットいじめの本県の状況である。その結果、全48件中、34件が高等学校、10件が中学校、4件が小学校となっている。

今後、ネットいじめが増加することも懸念され、未然防止と対応に向けた具体的な取組が必要である。

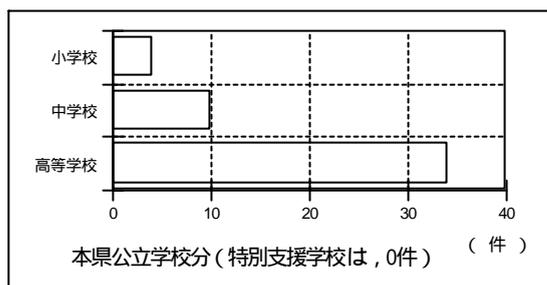


図1 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
(文部科学省 平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

(2) ネットいじめの態様

ネットいじめは、どのような形で行われているのか、その主な態様を次に示す。

児童生徒を誹謗中傷するメールや、携帯電話で撮った画像を添付したメールを仲間内で回される。

児童生徒が開設している掲示板などに、本人を誹謗中傷するようなコメントが書き込まれる。

Webサイトに、児童生徒の実名やメールアドレス、住所などが公表され、不特定多数の相手から迷惑メールなどを送りつけられる。

児童生徒の個人情報や根拠のないうわさをチェーンメールで広められる。 など

また、「学校裏サイト」と呼ばれる学校の公式ホームページ以外の非公式のホームページ上での誹謗中傷等も社会問題化している。最近では、他人のメールアドレスを騙^{かた}って送る「なりすましメール」などの悪質な事例も発生している。

2 ネットいじめの問題点と心理的背景

(1) ネットいじめの問題点

ネットいじめには、次のような問題点がある。

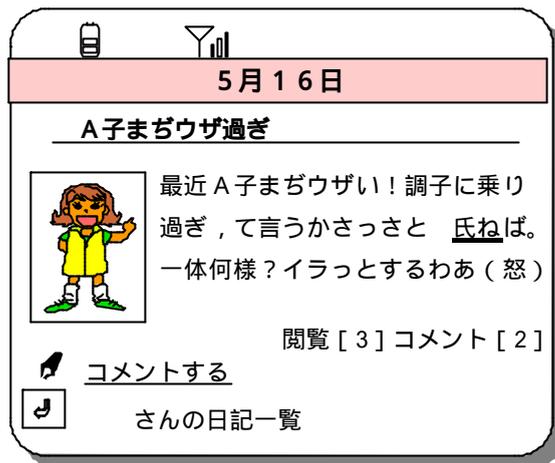
匿名性が高いため、いじめの進行の把握やいじめている相手の特定がしにくいこと。
 誰もがいじめの対象となりうること。
 短時間で多くの人の目にさらされること。
 一度発信された書き込みや個人情報は、回収が困難であること。
 時と場所を選ばず、常におびえ続けなければならない状況に追い込まれること。
 直接対面しないため、いじめる側がいじめられる側の痛みやショックの大きさが分からず、歯止めがきかなくなる。など

このように、ネットいじめは、いじめられる児童生徒に多大な精神的ダメージを与え、人権を著しく侵害するものである。

(2) ネットいじめ急増の心理的背景

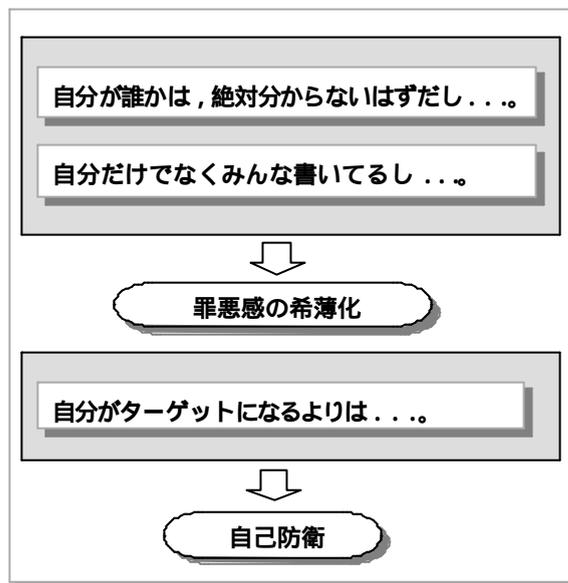
ネットいじめの未然防止と対応に向けては、児童生徒の心理的背景に目を向け、指導の在り方を探る必要がある。

ネットいじめは、次に示すように、「ブログ」などの日記風のホームページ上で、特定の児童生徒に対する誹謗中傷を書いたことが発端となる。その後、それを見た匿名の第三者からコメントが書き込まれ、さらに誹謗中傷がエスカレートしていく。



「死ね」という言葉の検索を免れるため

こうしたネットいじめの発生には、次のような心理的背景があると思われる。



このような心理的背景を踏まえ、学校及び家庭、関係機関が連携して、ネットいじめの未然防止と対応に向けた指導を徹底することが大切である。

3 ネットいじめの未然防止に向けた取組

(1) 学校における取組

学校においては、県警察本部生活環境課等の関係機関と連携しながら、ネットいじめが重大な人権侵害であることや、

その犯罪性，集団化するネットいじめの怖さなどを認識させる指導を授業等を通して行う必要がある。ここでは中学校・高等学校における展開例を示す。

「ネットいじめについて考えよう」

過程	主な指導の流れ
導入 (10分)	<p>(1) 本時の学習の動機付けをする。 ウォーミングアップとして，伝言ゲームをする。(情報が伝達過程において変化していくことの伏線とする。) 「ネットいじめ」に関するアンケートの結果を示す。</p> <p>(2) 学習課題を確認させる。 ネットいじめについて考えよう</p>
展開 (35分)	<p>(3) ネットいじめの現状を示し，その実態を認識させる。 ネットいじめが急増している状況をグラフで示す。 ネットいじめにより，命にかかわる問題に発展した例を挙げ，問題の深刻さを認識させる。</p> <p>(4) クラス全体で，ネットいじめに関するディベートを行う。 「メール」，「ブログ」，「プロフ」などは必要だ。 ⇨ YES, NO 「プロフ」： 「プロフィール」の略で，自分を紹介するためのネット上のページ。互いのプロフを名刺のように交換できる。</p> <p>(5) ネットいじめへの対応策について，個人で考えさせ，ワークシートに記入させる。</p> <p>(6) ネットいじめへの対応策について，全体で発表させる。</p>
終末 (5分)	<p>(7) 教師が補説してまとめる。 ・ 最終的に，ネットいじめに歯止めをかけられるのは，それぞれの人間性にかかわる部分であることを示唆する。 ・ 未成年であっても，警察に摘発され法的措置がとられた事例が既にあることを最後に付け加える。</p> <p>(8) 個人の振り返りを行いワークシートにまとめさせる。</p> <p>(9) 次時の予告をする。</p>

県警察本部生活環境課では，「サイバーセキュリティ・カレッジ」による学校等での講演を行っている。
県消費生活センター及び鹿児島市消費生活センターでは，出張講座を行っている。

また，ネットいじめの未然防止に向けた具体策として，次のような指導を徹底して行っておくことが重要である。

ネットいじめにあたり，発見したりした場合は，まず親や教師に相談すること。
ネットいじめには応答しないこと(チェーンメールについても同様)。
金品の要求や脅しなどに応じないこと。
応じると，いじめがエスカレートし，更に深刻な事態になること。
IDやパスワード，個人名，住所，電話番号などの個人情報を，インターネット上に記載しないこと。
書かれてあることが，すべて真実とは限らないこと。(故意に他人のメールアドレスを騙って送られている場合は，新たなトラブルを発生させること)
仲間内のメールのやりとりの中においても，内容や言葉に十分配慮し，誤解等からトラブルの原因とならないよう注意すること。また，自分が感情的になっている時のメールの送信は避けること。
誰かを誹謗中傷するような内容のメールに対して，「だよね。」などと同意と受け取られるような言葉を使わないこと。

(2) 家庭と連携した取組

ネットいじめの未然防止については，家庭との連携が重要である。次のようなチェックリストにより啓発を行い，理解を深めてもらうことが必要である。

子どもがケータイを欲しがったら，必要かどうかを家族で検討する(安易に与えない)
子どもがネットでどんなものを見ているか，誰とメールをしているか，把握している。
ブログ，プロフなどのネット用語や，子どもたちの間で人気のあるサイトに関心がある。
パソコンは，家族の目が届きやすいリビングなどに置いている。
インターネットの活用やケータイの使い方について，家庭のルールを作り，守らせている。
フィルタリングサービスを契約するなどして，子どもが有害な情報に触れないようにしている。
家族の会話を大切に，何でも話せる雰囲気をつくっている。

(鹿児島県教育委員会「家庭(保管)用『ネットいじめ対策リーフレット』」<http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/shidou/netijime.html> より)

また，ネットいじめへの早期対応に向け，児童生徒の様子に十分気を配るとともに，日頃から密に情報交換を行うなど，相互に連携を図る必要がある。

4 ネットいじめ発生時の対応

実際にネットいじめが発生した場合は、個人情報の保護の観点からも、組織的に迅速な対応をすることが必要である。次にネットいじめ発生時の具体的対応例を示す。

【事例】

高校2年生のB男は、自分の悪口がネットの掲示板に書かれていることを友人のC男から聞いた。自宅で確認したところ「部の5番のB男は、まじキモいよな」、「役立たず」、「死ぬばいいのに」などの書き込みを発見した。

このことにショックを受けたB男は、次の日から学校を休むようになった。心配した母親が理由を聞いたところ、携帯の掲示板を母親に見せた。そこには、B男の悪口が、びっしりと書き込まれていた。驚いた母親は、そのことをすぐに学校に連絡し、担任に相談した。

【対応の実際】

担任は、管理職、生徒指導主任等に報告するとともに、C男からも事情を聞いた。



いじめ問題対策委員会で対策を検討（対応者、対応内容の検討・決定）

- 書き込み内容等の確認（担任、部活動顧問）
- B男及び保護者への対応（担任、生徒指導部）
- 書き込みへの対応（担任、保護者）
- 書き込み内容の保存（印刷、写真、アドレスの記録）
- サイト管理者への削除依頼
- 書き込んだ生徒への対応（生徒指導部、部活動顧問）

【B男及び保護者への対応】

担任は、家庭訪問を行い、B男の様子を確認するとともに、保護者に今後の学校の対応について、指導方針会議で決定した指導・支援の方針を伝えた。

担任は、書き込みの記録、サイト管理者への書き込み削除依頼を保護者と共に行った。

【書き込みをした生徒及び保護者への対応】

書き込みの内容を確認した部活動顧問は、D男、E男、F男3人の書き込みではないかと推測されることから、3人それぞれの聴き取りを行った。担任や副担任、部活動顧問の根気強いかかわりによって、D男ら3人は深く反省し、B男に謝罪したいと言い始めた。

D男ら3人の保護者とも面談し、いじめの事実と学校の指導経過を伝えるとともに、保護者としてのかかわり方について具体的に助言した。

【全校生徒への対応】

全校集会で、ネットいじめの根絶に向けた指導講話を行った。

全クラスで、特別LHRを開き、ネットいじめの卑劣さや犯罪になりうること、個人の特定も可能なことなど、情報モラルを含めて指導を行った。

ネットいじめの場合、加害の児童生徒が謝罪してネット上での誹謗中傷をやめても、被害を受けた児童生徒には、発信された情報がまだどこかで出回っているのではないかという不安がつきまとう。

そのような事態を避けるためにも、学校、家庭、関係機関が連携して、ネットいじめの未然防止に取り組んでいくことが大切である。

【主な相談機関】

- 県警察本部生活環境課（099-206-0110）
- 少年サポートセンター（099-252-7867）
- 県消費生活センター（099-224-0999）
- 鹿児島市消費生活センター（099-252-1919）
- かごしま教育ホットライン24（24時間対応）
（0120-783-574）（0570-0-78310）

【引用・参考文献】

- 文部科学省 平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- 文部科学省、国立教育政策研究所生徒指導研究センター「いじめ問題に関する取組事例集」平成19年
- 鳥取県教育委員会「いじめ対策指針の策定」平成19年
- 鹿児島県警察HP（「サイバー犯罪のいろいろ」）
- 鹿児島県教育委員会「いじめ対策必携」平成19年
- 鹿児島県教育委員会「家庭（保管）用『ネットいじめ対策リーフレット』」平成20年

（教育相談課）

